

監 発 第 44 号
平成23年11月11日

酒田市長 阿 部 寿 一 殿

酒田市監査委員 和 田 邦 雄

酒田市監査委員 毛 屋 実

定期監査結果提出について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により、次のとおり定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知して下さるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査の期間

| 監査対象課 | 調書作成期日 | 監査の期間 | 監査委員 聴取日 | 監査の範囲 |
|-----------------|--------|-----------------|-------------|---------------------|
| 八幡総合支所 地域振興課 | 8月31日 | 9月27日～ 11月7日 | 10月4日 | 財務に関する事項 及び事務の執行 |
| 八幡総合支所 市民福祉課 | 8月31日 | 9月27日～ 11月7日 | 10月4日 | 財務に関する事項 及び事務の執行 |
| 八幡総合支所 建設産業課 | 8月31日 | 9月27日～ 11月7日 | 10月4日 | 財務に関する事項 及び事務の執行 |
| 松山総合支所 地域振興課 | 8月31日 | 9月29日～ 11月7日 | 10月6日 | 財務に関する事項 及び事務の執行 |
| 松山総合支所 市民福祉課 | 8月31日 | 9月29日～ 11月7日 | 10月6日 | 財務に関する事項 及び事務の執行 |
| 松山総合支所 建設産業課 | 8月31日 | 9月29日～ 11月7日 | 10月6日 | 財務に関する事項 及び事務の執行 |
| 平田総合支所 地域振興課 | 8月31日 | 9月30日～ 11月7日 | 10月11日 | 財務に関する事項 及び事務の執行 |

| 監査対象課 | 調書作成期日 | 監査の期間 | 監査委員 聴取日 | 監査の範囲 |
|-----------------|--------|-----------------|-------------|---------------------|
| 平田総合支所 市民福祉課 | 8月31日 | 9月30日～ 11月7日 | 10月11日 | 財務に関する事項 及び事務の執行 |
| 平田総合支所 建設産業課 | 8月31日 | 9月30日～ 11月8日 | 10月11日 | 財務に関する事項 及び事務の執行 |

2 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴いて行った。

3 監査結果

| 課名 | 監査結果 | |
|-----------------|------|--|
| 八幡総合支所 地域振興課 | | ・監査した事項については、適正であると認めた。 |
| 八幡総合支所 市民福祉課 | 要望事項 | ・前例踏襲ではなく、年度の課題を整理し運営方針を作成すること。また、それに基づき、具体的な施策をたてて業務を進めるよう努められたい。 |
| 八幡総合支所 建設産業課 | | ・監査した事項については、適正であると認めた。 |
| 松山総合支所 地域振興課 | 指摘事項 | ・支出負担行為について事務処理の遅れているものが見られる。契約から財務会計処理までのチェックコントロールを適切に行うこと。 |
| | 要望事項 | ・契約書の内容について精査されたい。 |
| 松山総合支所 市民福祉課 | 要望事項 | ・地域の現状を具体的に把握し、課題解決の目標を定めネットワークを構築しながら、地域福祉の向上に取り組まれるよう要望する。 |
| 松山総合支所 建設産業課 | | ・監査した事項については、適正であると認めた。 |
| 平田総合支所 地域振興課 | 要望事項 | ・支所全体の現金の収納、会計課への払込みについて、迅速に対応されたい。 |
| 平田総合支所 市民福祉課 | | ・監査した事項については、適正であると認めた。 |
| 平田総合支所 建設産業課 | | ・監査した事項については、適正であると認めた。 |